

# 岩倉市国民保護計画

## はじめに

岩倉市国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 35 条「市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。」を根拠に作成いたしました。

本計画は、武力攻撃事態等を前提にしていますが、もとより、国防、外交は国の責務であり、また、武力攻撃事態等は本来あってはならないことです。しかしながら、万一こうした事態が起こってしまったとき、岩倉市の区域内に所在される住民（他地域から避難された人などを含みます。）の生命、身体及び財産を保護するための措置（国民保護措置）を、本市は的確かつ迅速に実施していかなければなりません。

本計画では、こうした住民の保護のための措置に関し、平素からの備え、職員初動体制を始め、関係機関相互の連携、警報及び避難の指示の伝達など、あらかじめ定めておく必要がある事項を、愛知県国民保護計画（平成 18 年 2 月 1 日作成）に基づき定めました。

本計画の作成に当たっては、平成 18 年 8 月と 11 月に岩倉市国民保護協議会の審議をいただき、また、平成 18 年 9 月 20 日から 10 月 10 日を意見等募集期間としてパブリックコメントを実施しました。貴重なご意見をいただきました皆様にお礼申し上げます。

平成 18 年 12 月 26 日

# 目 次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第1編 総 論                          | 1  |
| 第1章 市の果たすべき役割、計画の位置づけ、構成等        | 1  |
| 1 市の果たすべき役割及び国民保護計画の位置づけ         | 1  |
| 2 国民保護計画の構成                      | 1  |
| 3 国民保護計画の見直し、変更手続                | 2  |
| 第2章 国民保護措置に関する基本方針               | 2  |
| 第3章 関係機関との連携                     | 4  |
| 第4章 地理的、社会的特徴                    | 6  |
| 第5章 国民保護計画が対象とする事態               | 7  |
| 1 武力攻撃事態の類型                      | 7  |
| 2 緊急処理事態の事態例                     | 9  |
| 第2編 平素からの備えや予防                   | 10 |
| 第1章 組織・体制の整備等                    | 10 |
| 第1 組織・体制の整備                      | 10 |
| 1 平素の業務                          | 10 |
| 2 職員の参集基準等                       | 10 |
| 3 消防機関の体制                        | 12 |
| 4 国民の権利利益の救済に係る手続等               | 12 |
| 第2 関係機関との連携体制の整備                 | 13 |
| 1 基本的考え方                         | 13 |
| 2 県との連携                          | 13 |
| 3 近隣市町等との連携                      | 14 |
| 4 指定公共機関等との連携                    | 14 |
| 5 ボランティア団体等に対する支援                | 15 |
| 第3 通信の確保                         | 15 |
| 第4 情報収集・提供等の体制整備                 | 16 |
| 1 基本的考え方                         | 16 |
| 2 警報等の伝達に必要な準備                   | 17 |
| 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備           | 18 |
| 4 被災情報の収集・報告に必要な準備               | 18 |
| 第5 研修及び訓練                        | 19 |
| 1 研修                             | 19 |
| 2 訓練                             | 19 |
| 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え | 20 |

|            |                                |           |
|------------|--------------------------------|-----------|
| 1          | 避難に関する基本的事項                    | 20        |
| 2          | 避難実施要領のパターンの作成                 | 21        |
| 3          | 救援に関する基本的事項                    | 21        |
| 4          | 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等             | 22        |
| 5          | 避難施設の指定への協力                    | 22        |
| 6          | 生活関連等施設の把握等                    | 22        |
| <b>第3章</b> | <b>物資及び資材の備蓄、整備</b>            | <b>23</b> |
| 1          | 備蓄又は調達体制の整備                    | 23        |
| 2          | 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等           | 24        |
| <b>第4章</b> | <b>国民保護に関する啓発</b>              | <b>24</b> |
| 1          | 国民保護措置に関する啓発                   | 24        |
| 2          | 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発    | 25        |
| <b>第3編</b> | <b>武力攻撃事態等への対処</b>             | <b>26</b> |
| <b>第1章</b> | <b>初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>      | <b>26</b> |
| 1          | 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置     | 26        |
| 2          | 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応        | 28        |
| <b>第2章</b> | <b>対策本部の設置等</b>                | <b>28</b> |
| 1          | 対策本部の設置                        | 28        |
| 2          | 通信の確保                          | 32        |
| <b>第3章</b> | <b>関係機関相互の連携</b>               | <b>33</b> |
| 1          | 国・県の対策本部との連携                   | 33        |
| 2          | 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 | 33        |
| 3          | 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等               | 34        |
| 4          | 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託         | 34        |
| 5          | 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請           | 34        |
| 6          | 市の行う応援等                        | 35        |
| 7          | ボランティア団体等に対する支援等               | 35        |
| 8          | 住民への協力要請                       | 36        |
| <b>第4章</b> | <b>警報及び避難の指示等</b>              | <b>36</b> |
| <b>第1</b>  | <b>警報の伝達等</b>                  | <b>36</b> |
| 1          | 警報の内容の伝達等                      | 36        |
| 2          | 警報の内容の伝達方法                     | 37        |
| 3          | 緊急通報の伝達及び通知                    | 38        |
| <b>第2</b>  | <b>避難住民の誘導等</b>                | <b>38</b> |
| 1          | 避難の指示の通知・伝達                    | 38        |
| 2          | 避難実施要領の策定                      | 39        |
| 3          | 避難住民の誘導                        | 41        |
| <b>第5章</b> | <b>救援</b>                      | <b>44</b> |
| 1          | 救援の実施                          | 44        |

|        |                           |     |
|--------|---------------------------|-----|
| 2      | 関係機関との連携                  | 4 4 |
| 3      | 救援の内容                     | 4 5 |
| 第 6 章  | 安否情報の収集・提供                | 4 6 |
| 1      | 安否情報の収集                   | 4 6 |
| 2      | 県に対する報告                   | 4 6 |
| 3      | 安否情報の照会に対する回答             | 4 6 |
| 4      | 日本赤十字社に対する協力              | 4 7 |
| 第 7 章  | 武力攻撃災害への対処                | 4 9 |
| 第 1    | 武力攻撃災害への対処                | 4 9 |
| 1      | 武力攻撃災害への対処の基本的考え方         | 4 9 |
| 2      | 武力攻撃災害の兆候の通報              | 4 9 |
| 第 2    | 応急措置等                     | 5 0 |
| 1      | 退避の指示                     | 5 0 |
| 2      | 警戒区域の設定                   | 5 1 |
| 3      | 応急公用負担等                   | 5 2 |
| 4      | 消防に関する措置等                 | 5 2 |
| 第 3    | 生活関連等施設における災害への対処等        | 5 4 |
| 1      | 生活関連等施設の安全確保              | 5 4 |
| 2      | 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除     | 5 4 |
| 第 4    | N B C 攻撃による災害への対処等        | 5 5 |
| 1      | N B C 攻撃による災害への対処         | 5 5 |
| 第 8 章  | 被災情報の収集及び報告               | 5 7 |
| 第 9 章  | 保健衛生の確保その他の措置             | 5 8 |
| 1      | 保健衛生の確保                   | 5 8 |
| 2      | 廃棄物の処理                    | 5 9 |
| 第 10 章 | 国民生活の安定に関する措置             | 6 0 |
| 1      | 生活関連物資等の価格安定              | 6 0 |
| 2      | 避難住民等の生活安定など              | 6 0 |
| 3      | 生活基盤の確保等                  | 6 0 |
| 第 11 章 | 特殊標章等の交付及び管理              | 6 1 |
| 第 4 編  | 復旧等                       | 6 3 |
| 第 1 章  | 応急の復旧                     | 6 3 |
| 1      | 基本的な考え方                   | 6 3 |
| 2      | 公共的施設の応急の復旧               | 6 3 |
| 第 2 章  | 武力攻撃災害の復旧                 | 6 4 |
| 第 3 章  | 国民保護措置に要した費用の支弁等          | 6 4 |
| 1      | 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 | 6 4 |
| 2      | 損失補償及び損害補償                | 6 5 |
| 3      | 総合調整及び指示に係る損失の補てん         | 6 5 |

|     |                     |    |
|-----|---------------------|----|
| 第5編 | 緊急対処事態への対処          | 66 |
| 1   | 緊急対処事態              | 66 |
| 2   | 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 | 66 |

# 第 1 編 総 論

## 第 1 章 市の果たすべき役割、計画の位置づけ、構成等

住民の生命、身体及び財産を保護し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、市の果たすべき役割を明らかにするとともに、国民保護計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 市の果たすべき役割及び国民保護計画の位置づけ

#### (1) 市の果たすべき役割

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、本市の国民の保護に関する計画（以下「国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 国民保護計画の位置づけ

市長は、国民保護法第 35 条の規定に基づき、国民保護計画を作成する。

#### (3) 国民保護計画に定める事項

国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

### 2 国民保護計画の構成

国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第 1 編 総論
- 第 2 編 平素からの備えや予防
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態への対処

### 3 国民保護計画の見直し、変更手続

#### (1) 国民保護計画の見直し

国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

国民保護計画の見直しに当たっては、国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

#### (2) 国民保護計画の変更手続

国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針として定める。

#### (1) 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

#### (2) 権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

#### (3) 情報提供

武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

#### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

国・県、近隣市町等並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。



(5) 国民の協力

国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市は、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

国民保護措置に従事する者の安全の確保については、十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

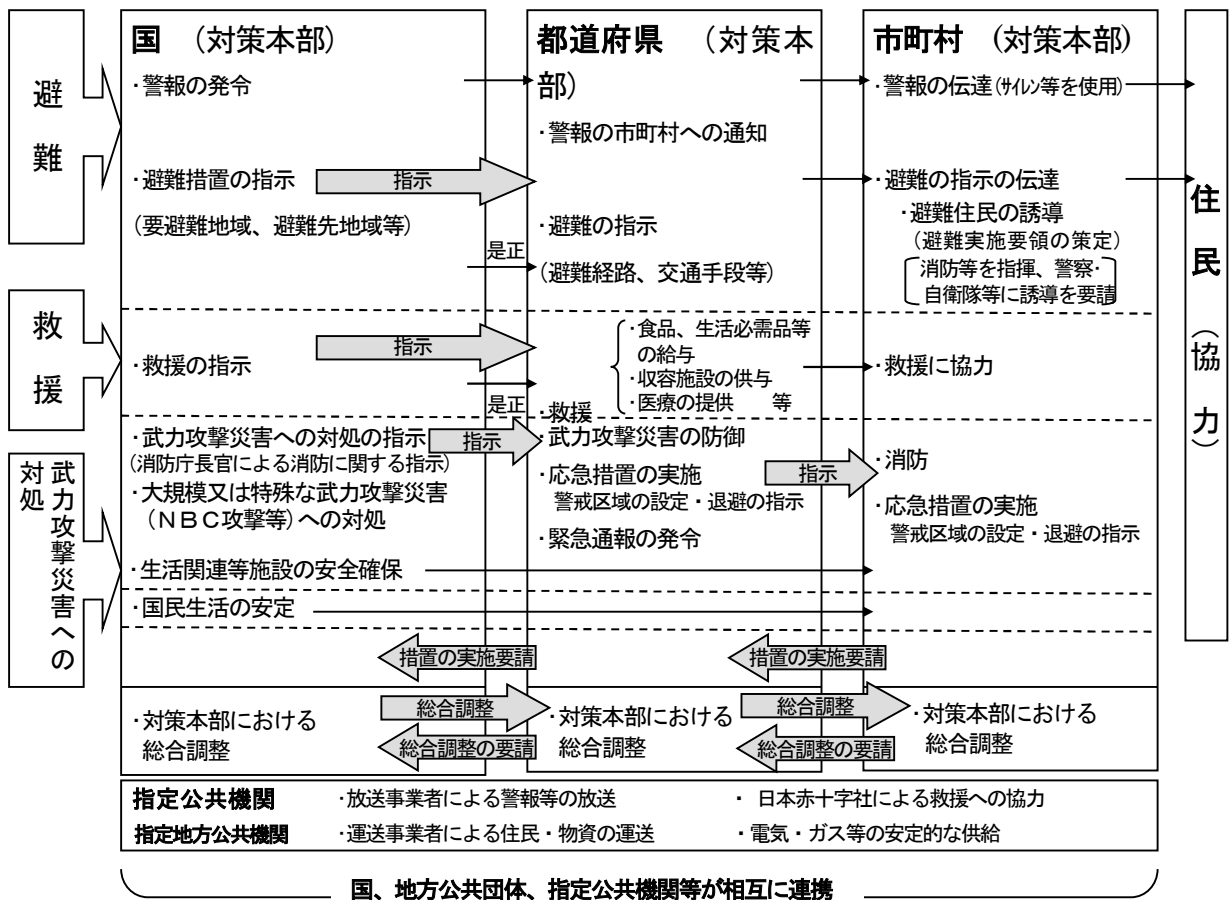
**【外国人への国民保護措置の適用】**

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

### 第3章 関係機関との連携

国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関をあらかじめ把握する。

#### 国民の保護に関する措置の仕組み



#### (1) 市の事務・業務

| 機関の名称 | 事務又は業務の概要                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 岩倉市   | <ol style="list-style-type: none"> <li>国民保護計画の作成</li> <li>国民保護協議会の設置、運営</li> <li>国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>組織の整備、訓練</li> <li>警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> </ol> |

|  |                                                          |
|--|----------------------------------------------------------|
|  | 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 |
|  | 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施                           |
|  | 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施                                     |

## (2) 関係機関

| 指定地方行政機関          | 指定公共機関及び指定地方公共機関         |
|-------------------|--------------------------|
| 中部管区警察局           | 災害研究機関                   |
| 東海総合通信局           | 放送事業者                    |
| 東海財務局             | 運送事業者                    |
| 名古屋税関             | 電気通信事業者                  |
| 東海北陸厚生局           | 電気事業者                    |
| 愛知労働局             | ガス事業者                    |
| 東海農政局             | 水道事業者・水道用水供給事業者・工業用水道事業者 |
| 中部森林管理局(名古屋事務所)   | 日本郵便株式会社                 |
| 中部経済産業局           | 病院その他の医療機関               |
| 中部近畿産業保安監督部       | 河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者      |
| 中部地方整備局           | 日本赤十字社                   |
| 中部運輸局             | 日本銀行                     |
| 大阪航空局(中部空港事務所)    |                          |
| 東京航空交通管制部         |                          |
| 東京管区气象台(名古屋地方气象台) |                          |
| 第四管区海上保安本部        |                          |
| 中部地方環境事務所         |                          |
| 近畿中部防衛局(東海防衛支局)   |                          |

## (3) 関係機関の連絡先

関係機関と相互に連携を図るため、平素から連絡先を把握する。

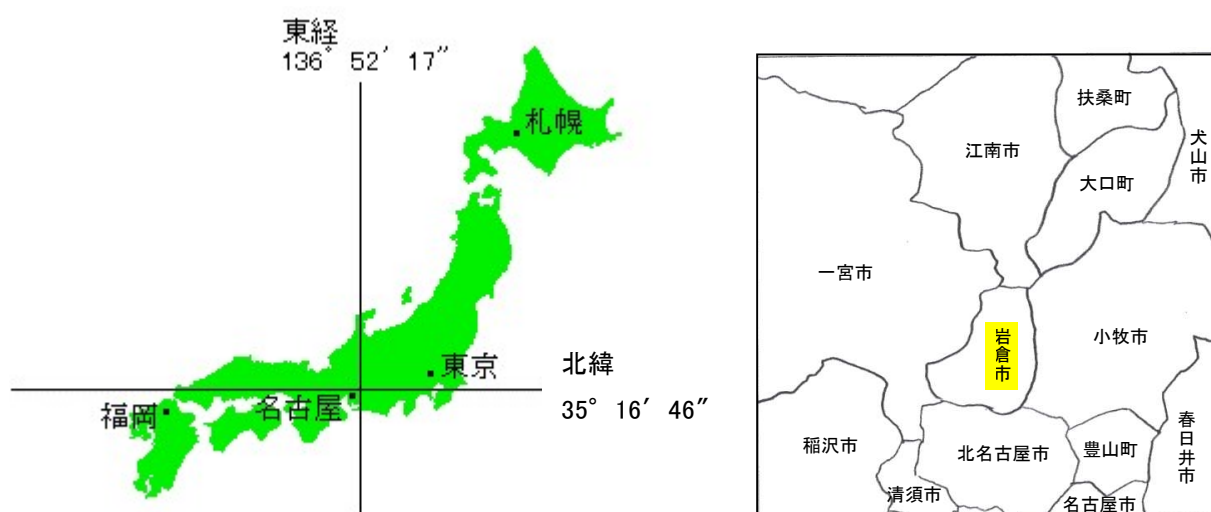
## 第4章 地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切かつ迅速に実施するために考慮しておくべき本市の地理的、社会的特徴等について記述する。

### (1) 地形

岩倉市は、愛知県の北西部、濃尾平野の東部に位置し、犬山扇状地南端の自然堤防地帯が広がり、旧河道とそれを囲む自然堤防、それを取り巻く後背湿地から成っている。地質基盤は第4期沖積層であり、砂ないし砂質シルトや、粘土層で構成されている。地形は、標高10メートル前後の平坦地であり、市域内の標高差は約5メートルと小さく、北部から南西部にかけて緩い勾配が続いている。

本市のほぼ中央に位置する岩倉市役所は、東経136度52分17秒、北緯35度16分46秒に位置する。市域は、南北最長4.9キロメートル、東西最長3.9キロメートルであり、面積は10.47平方キロメートルである。東は矢戸川を挟んで小牧市に、西から北にかけては一宮市に、北は江南市に、南側は五条川を挟んで北名古屋市に隣接している。



## (2) 気候

岩倉市内の令和４年における月別平均気温及び降水量は以下のとおり。

| 月別<br>区分 | 1    | 2    | 3    | 4     | 5     | 6     | 7     | 8     | 9     | 10   | 11    | 12   |
|----------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|------|
| 平均気温(℃)  | 4.1  | 4.5  | 11.0 | 16.8  | 19.5  | 24.3  | 27.5  | 28.5  | 26.1  | 18.7 | 14.6  | 6.6  |
| 降水量(mm)  | 26.0 | 34.0 | 84.5 | 134.5 | 164.0 | 117.5 | 366.5 | 196.0 | 260.0 | 56.0 | 114.0 | 25.0 |

### (3) 人口分布

人口は、47,680人(R6.9.1現在)で、うち65歳以上の高齢者の割合は25.2%を占めている。中心部の岩倉駅周辺(下本町等)、東部の岩倉団地のある東新町をはじめ人口密度が高い地区が多い。また、他市町村へ通勤・通学している人が多いため、夜間人口と比較して昼間人口が少ない。

### (4) 道路の位置等

主な道路は、名古屋市から江南市まで南北に繋がる主要地方道名古屋江南線が市の西部に位置し、市の北部には名神高速道路及び国道155号が東西に繋がっている。本市中心部の名古屋鉄道犬山線岩倉駅付近から、西の一宮市に繋がる県道浅野羽根岩倉線と、東の小牧市に繋がる主要地方道春日井一宮線がある。主要地方道春日井一宮線は、岩倉駅東から西へ名古屋鉄道犬山線と立体交差して一宮市に繋がり、また、東へは県道小牧岩倉一宮線に連続して小牧市に繋がっている。

### (5) 鉄道の位置等

鉄道は、名古屋鉄道犬山線がほぼ市の中央部を南北に縦貫しており、大山寺、岩倉、石仏の3駅がある。名古屋鉄道犬山線は名古屋市内の上小田井駅を経由して、名古屋市営高速度鉄道3号線(地下鉄鶴舞線)と相互乗り入れが行われている。

## 第5章 国民保護計画が対象とする事態

国民保護計画においては、愛知県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態の類型

#### (1) 着上陸侵攻

- ・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともにその期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶及び戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも予想される。
- ・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
- ・航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすい。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。
- ・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油

コンビナート等、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が予想される。

- ・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復興が重要な課題となる。

## (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

- ・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市の中核、鉄道、橋りょう、ダム等に対する注意が必要である。
- ・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生も想定される。また、汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾。以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。
- ・ゲリラ及び特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市は、知事及び県警察、自衛隊等と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定等時宜に応じた措置を行うことが必要である。

## (3) 弾道ミサイル攻撃

- ・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾道の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
- ・通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋、施設等の破壊及び災害等が考えられる。
- ・弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、的確かつ迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難及び消火活動が中心となる。

## (4) 航空攻撃

- ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。
- ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも予想される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

- ・なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われる可能性がある。
- ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
- ・攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害は拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保及び武力攻撃災害発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

## 2 緊急処理事態の事態例

### (1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
  - ・原子力事業所等の破壊
  - ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
  - ・危険物積載船への攻撃
  - ・ダム破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
  - ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
  - ・列車等の爆破

### (2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
  - ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
  - ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
  - ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
  - ・水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
  - ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
  - ・弾道ミサイル等の飛来

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 組織・体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な、市の組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、各部局課の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

##### 1 平素の業務

市の各部局課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備に係る業務を行う。

##### 2 職員の参集基準等

###### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な市職員が迅速に参集できる体制を整備する。

###### (2) 24時間即応体制の確立

武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、防災に関する体制と併せて速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

###### (3) 体制及び職員の参集基準等

事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

##### 【職員参集基準】

| 体 制    | 参 集 基 準      |
|--------|--------------|
| ①担当課体制 | 国民保護担当課職員が参集 |



|             |                                                            |
|-------------|------------------------------------------------------------|
| ②緊急事態連絡室体制  | 原則として、国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断 |
| ③国民保護対策本部体制 | 全ての職員が本庁又は出先機関等に参集                                         |

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

| 事態の状況 | 体制の判断基準                                             |                                                     | 体制 |
|-------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----|
| 事態認定前 | 全部局課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合                        |                                                     | ①  |
|       | 全部局課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合） |                                                     | ②  |
| 事態認定後 | 国民保護対策本部設置の通知がない場合                                  | 全部局課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合                        | ①  |
|       |                                                     | 全部局課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合） | ②  |
|       | 国民保護対策本部設置の通知を受けた場合                                 |                                                     | ③  |

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、代替職員を指定しておくなど、事態の状況に応じた市職員の参集手段を確保する。

(6) 参集した職員の行うべき所掌事務は、(3)①～③の体制ごとに定める。

(7) 交代要員等の確保

防災に関する体制を活用しつつ、岩倉市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保      等

### 3 消防機関の体制

#### (1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

#### (2) 消防団の充実・活性化の推進等

消防団は避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部、消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

### 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

#### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る以下の手続を迅速に処理するため、問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

#### 【国民の権利利益の救済に係る手続】

|                         |                                                      |
|-------------------------|------------------------------------------------------|
| 損失補償<br>(法第159条第1項)     | 特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)                             |
|                         | 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)                           |
|                         | 土地等の使用に関すること。(法第82条)                                 |
|                         | 応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)                          |
| 損害補償<br>(法第160条)        | 国民への協力要請によるもの<br>(法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項) |
| 不服申立てに関すること。(法第6条、175条) |                                                      |
| 訴訟に関すること。(法第6条、175条)    |                                                      |

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）については、文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。

これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

国民保護措置を実施するに当たり、国・県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

国・県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークの構築に努める。

### 2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な

情報の共有を図る。

(3) 国民保護計画の知事への協議

市長は、知事との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

### 3 近隣市町等との連携

(1) 近隣市町等との連携

近隣市町等の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町等相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町等相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町等の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

### 4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

本市区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、本市区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## 5 ボランティア団体等に対する支援

### (1) 自主防災組織等に対する支援

自主防災組織及び区等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び本市関係部局等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

## 第3 通信の確保

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、その整備等について定める。

### (1) 非常通信体制の整備

国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

### (2) 非常通信体制の確保

武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

|        |                                                                                                    |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設・設備面 | ・高度情報通信ネットワーク等の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制を整備する。                                           |
|        | ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系、衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制を整備する。 |
|        | ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。                                                       |
|        | ・被災現場の状況をビデオ等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムを活用する。                                                    |
|        | ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。                                             |
| 運用面    | ・夜間・休日の場合における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制を整備する。                                                      |
|        | ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。             |

|                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> </ul>          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な整備をする。</li> </ul>    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業者に登録されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul>                                                                                               |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制を整備する。</li> </ul>                                                                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制を整備する。</li> </ul> |

### (3) 情報の共有

国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

県から市へ警報が通知されたときの住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

### (2) 防災行政無線の整備

防災行政無線についてはデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。  
また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用を確実に実施する。

### (3) 県警察との連携

武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

### (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な

機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

県から市へ警報が通知されたとき、本市域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県と役割を分担し、迅速に警報の内容の伝達を行う準備を進める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう取組みを進める。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### **3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備**

(1) 安否情報システムの利用

県と連携し、総務省（消防庁）が運用する安否情報の円滑な収集及び提供を行うシステム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の収集、整理及び提供が円滑に行われるよう、必要な体制の整備を図る。

(2) 安否情報の種類及び報告様式

避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年3月28日総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

この安否情報の収集に際しては、安否情報省令第1条に規定する様式第1号（安否情報収集様式（避難住民・負傷住民））及び様式第2号（安否情報収集様式（死亡住民））による。

(3) 安否情報収集のための体制整備

収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(4) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関についてあらかじめ把握する。



## 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

### (1) 情報収集・連絡体制の整備

被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

### (2) 担当者の育成

(1)により定めた担当者に対しては、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう、研修や訓練を通じ育成に努める。

## 第5 研修及び訓練

国民保護措置の実施に必要な知識の習得と、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図るために、研修及び訓練のあり方について必要な事項を定める。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

職員研修に際しては、国・県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用する。また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織等のリーダーに対して国民保護措置に関する研修を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

#### (3) 外部有識者等による研修

職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 訓練の実施

近隣市町等、県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作

成等、既存のノウハウを活用する。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、区等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求めるなどして客観的な評価を行うよう努めるとともに、参加者等から意見を聴取するなどして教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 区等、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関し、必要な事項について定める。

## 1 避難に関する基本的事項

### (1) 基礎的資料の収集

迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

### (2) 隣接する市との連携の確保

市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市と、想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

### (3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「要配慮者支援班」を迅速に設置できるよう市職員の配置に留意する。

### (4) 民間事業者からの協力の確保

避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力は重要であるので、平素から協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築するよう努める。

### (5) 学校や事業所との連携

学校や大規模な事業所における避難に関して、学校・事業所単位により集団で避難することを想定し、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換等を通じて対応を確認する。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

関係機関（教育委員会など各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

## 3 救援に関する基本的事項

### (1) 県との調整

救援の一部の事務を本市において行うこととなった場合や、県の行う救援を市が補助する場合を想定し、市が行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

#### 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

県が保有する本市区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する本市区域に係る運送経路の情報を共有する。

#### 5 避難施設の指定への協力

県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど協力する。

県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

#### 6 生活関連等施設の把握等

本市区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、市が管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

##### 【生活関連等施設の把握等】

| 国民保護<br>法施行令 | 各号 | 施設の種類   | 所管省庁名 |
|--------------|----|---------|-------|
| 第27条         | 1号 | 発電所、変電所 | 経済産業省 |
|              | 2号 | ガス工作物   | 経済産業省 |

|      |     |                       |             |
|------|-----|-----------------------|-------------|
|      | 3号  | 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池    | 厚生労働省       |
|      | 4号  | 鉄道施設、軌道施設             | 国土交通省       |
|      | 5号  | 電気通信事業用交換設備           | 総務省         |
|      | 6号  | 放送用無線設備               | 総務省         |
|      | 7号  | 水域施設、係留施設             | 国土交通省       |
|      | 8号  | 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設 | 国土交通省       |
|      | 9号  | ダム                    | 国土交通省、農林水産省 |
| 第28条 | 1号  | 危険物                   | 総務省消防庁      |
|      | 2号  | 毒劇物（毒物及び劇物取締法）        | 厚生労働省       |
|      | 3号  | 火薬類                   | 経済産業省       |
|      | 4号  | 高压ガス                  | 経済産業省       |
|      | 5号  | 核燃料物質（汚染物質を含む。）       | 原子力規制委員会    |
|      | 6号  | 核原料物質                 | 原子力規制委員会    |
|      | 7号  | 放射性同位元素（汚染物質を含む。）     | 原子力規制委員会    |
|      | 8号  | 毒劇薬（薬事法）              | 厚生労働省、農林水産省 |
|      | 9号  | 電気工作物内の高压ガス           | 経済産業省       |
|      | 10号 | 生物剤、毒素                | 各省庁（主務大臣）   |
|      | 11号 | 毒性物質                  | 経済産業省       |

### 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について定める。

#### 1 備蓄又は調達体制の整備

##### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

##### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のために特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国・県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

### (3) 県との連携

国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、近隣市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

## 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

### (1) 施設及び設備の整備及び点検

市が管理する施設及び設備については、国民保護措置の実施も念頭におきながら、整備し、又は点検する。

### (2) ライフライン施設の機能の確保

市が管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

### (3) 復旧のための各種資料等の整備等

武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について整備し、その適切な保存及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、できるだけ多くの人々が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、武力攻撃事態等が万一起こった場合にとるべき行動等に関する啓発のあり方について、必要な事項を定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

国・県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法によ

り啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

## **2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発**

武力攻撃災害の兆候を発見した場合の通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

# 第3編 武力攻撃事態等への対処

## 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

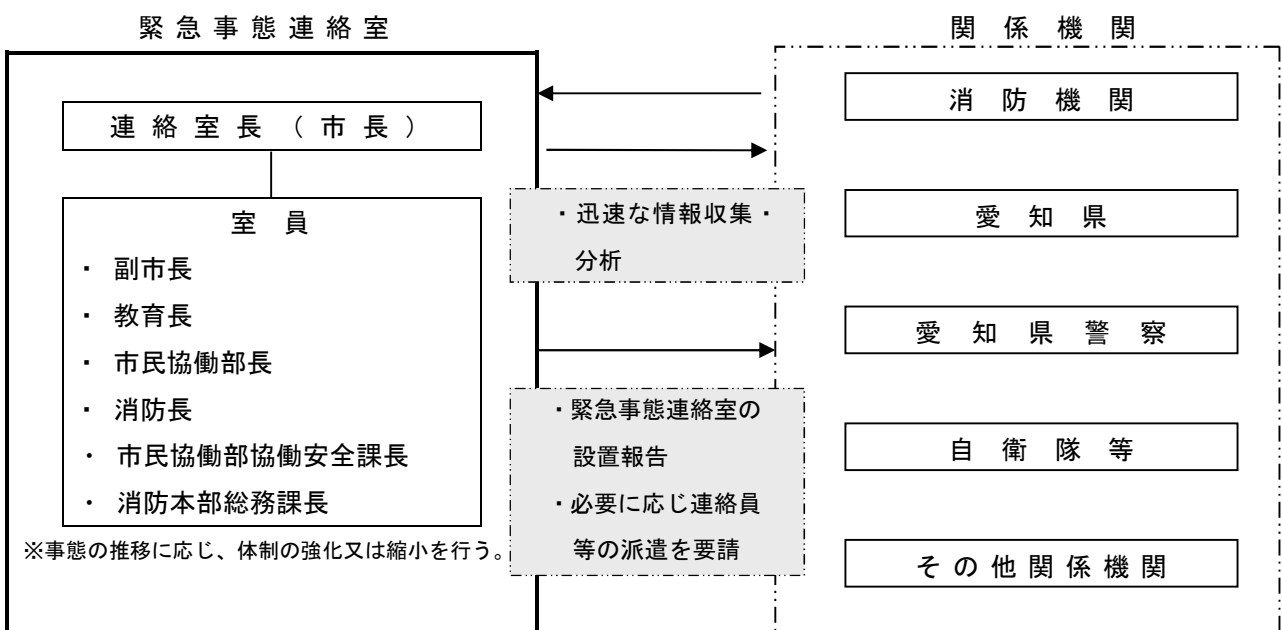
建造物が破壊されたり、死傷者が発生する等、具体的な被害が発生した場合には、当初はその被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、市は、現場において初動的な被害に対処する必要がある。また、他の市町村において攻撃が発生している場合や、攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においては、事案発生時に迅速に対応できるよう即応体制を強化しておく必要がある。このような事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性から、初動体制について定める。

### 1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

#### (1) 緊急事態連絡室等の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置する。緊急事態連絡室は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

#### 【緊急事態連絡室の構成等】





- ② 緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国・県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨を県に連絡する。

緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、緊急事態連絡室長（市長）は、国・県等からの情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

警察官職務執行法（昭和23年7月12日法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、県警察と緊密な連携を図る。

なお、政府による事態認定がなされ、本市に対し、対策本部の設置の指定がない場合においても、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部設置の要請などの措置等を行うことができる。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

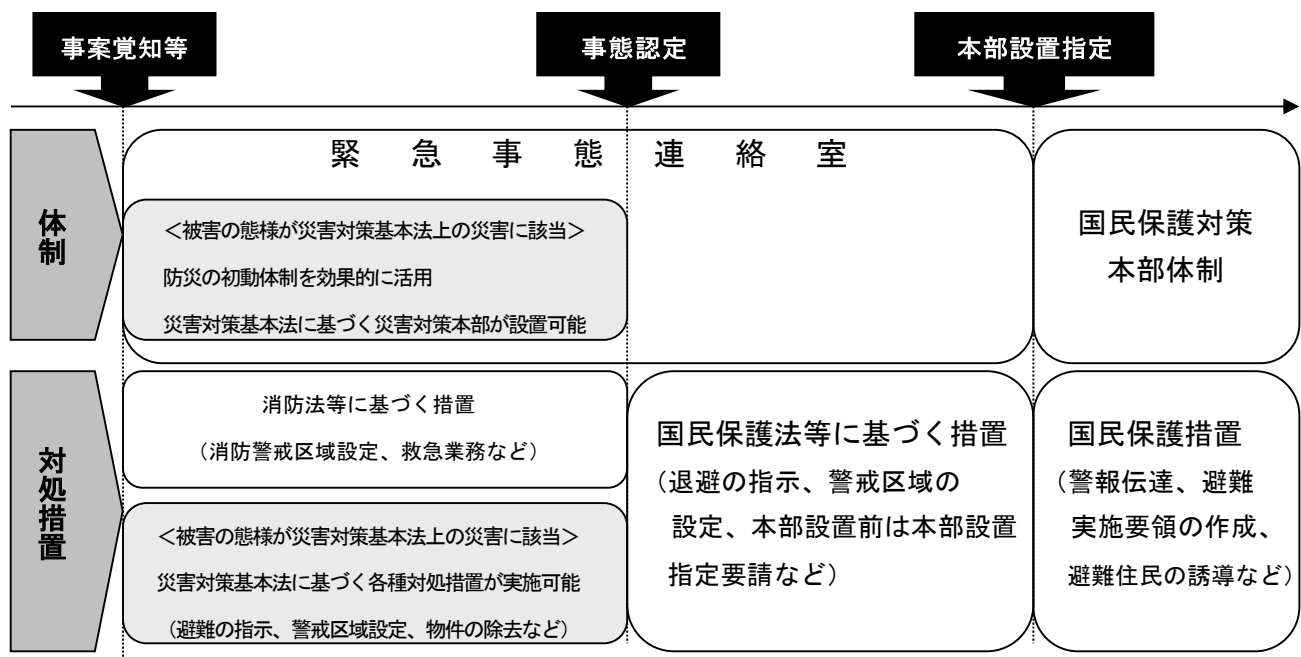
(4) 対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことから、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、対策本部長は、対策本部に移行した旨を全部局課室に周知徹底する。

対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や、武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に対して対策本部を設置すべき市の指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図ることができる。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、本市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 対策本部の設置等

対策本部を迅速に設置するため、対策本部を設置する場合の手順や対策本部の組織、機能等について定める。

### 1 対策本部の設置

#### (1) 対策本部の設置の手順

対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに対策本部を設置する。また、事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、対策本部に切り替える。

③ 対策本部員及び対策本部職員の参集

対策本部担当者は、対策本部員、対策本部職員等に対し、対策本部に参集するよう連絡する。

④ 対策本部の開設

対策本部担当者は、市庁舎庁議室に対策本部を開設するとともに、対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、対策本部を設置したときは、市議会に対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

対策本部が被災した場合等、対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。予備施設は消防庁舎研修会議室とする。

また、本市区域外への避難が必要で、本市区域内に対策本部を設置することができない場合には、市長は知事と対策本部の設置場所について協議を行う。

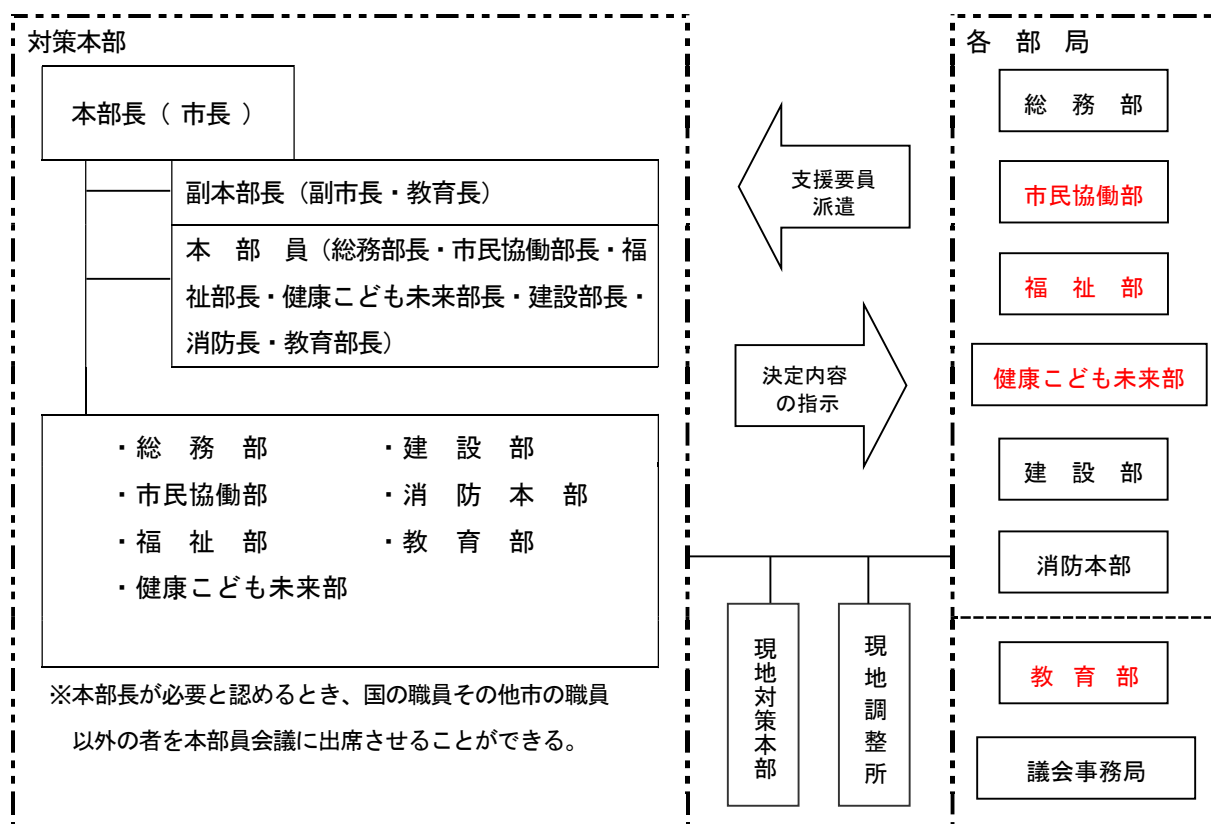
(2) 対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、本市が対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、本市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 対策本部の組織構成及び機能

対策本部の組織構成は以下のとおりとする。対策本部長（市長）の決定内容ある

いは、対策本部員会議の調整結果を踏まえ、市の各部局は、それぞれ国民保護措置を実施する。



#### (4) 対策本部における広報等

武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行う。このために、広報責任者を設置するなど対策本部における広報広聴体制を整備し、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用する。

#### (5) 現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国・県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、対策本部の事務の一部を行うため現地対策本部を設置する。

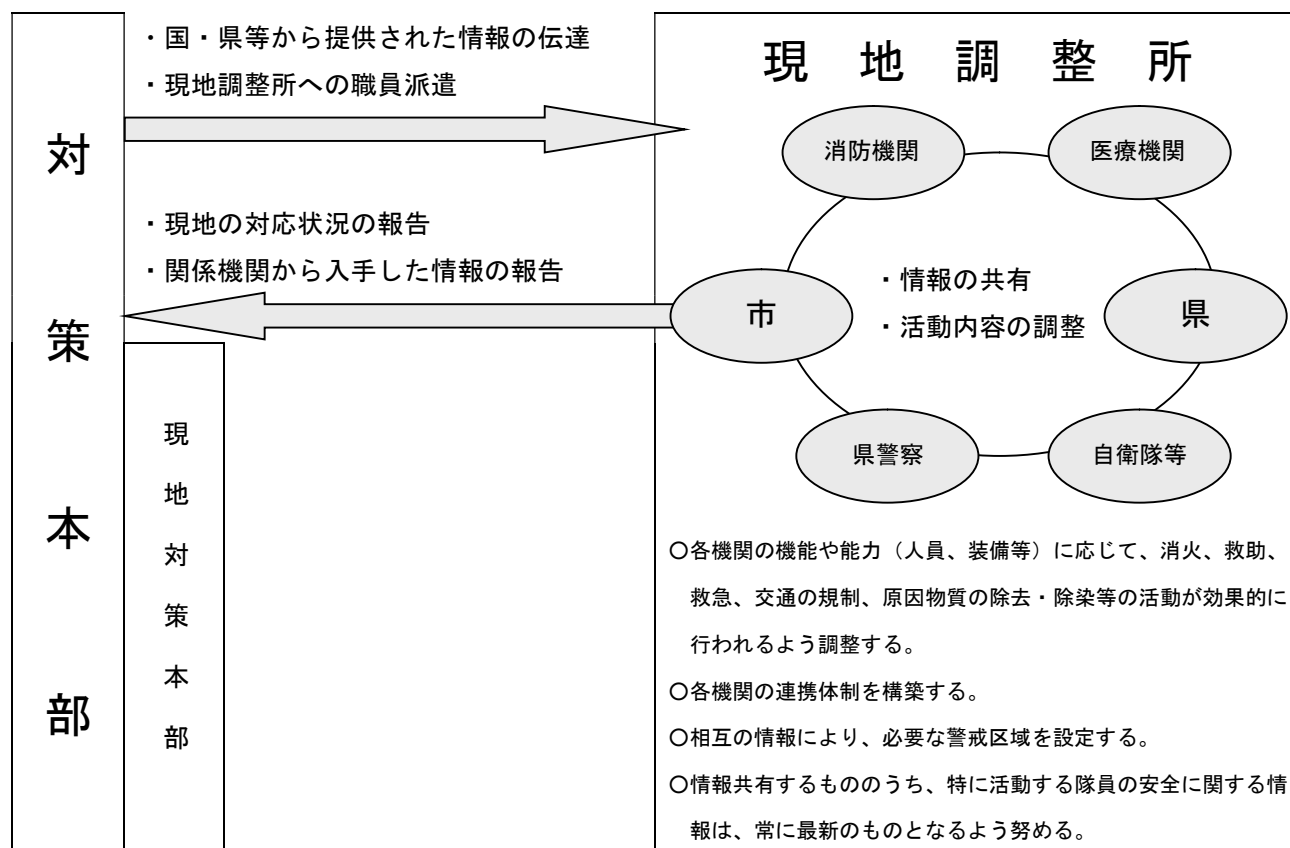
現地対策本部長や現地対策本部員は、対策副本部長、対策本部員その他の職員のうちから対策本部長が指名する者をもって充てる。

#### (6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、医療機関、自衛隊等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、

現地調整所を設置し、(又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、) 関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

# 【現地調整所の組織編成】



## (7) 対策本部長の権限

対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

### ① 国民保護措置に関する総合調整

対策本部長は、本市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

### ② 県対策本部長に対する総合調整の要請

対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。また、対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求めることができる。

この場合において、対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

対策本部長は、県対策本部長に対し、本市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、本市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、対策本部を廃止する。

## **2 通信の確保**

(1) 情報通信手段の確保

携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、対策本部と現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

情報通信手段の機能確認を必要に応じ行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省（東海総合通信局）にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 第3章 関係機関相互の連携

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国・県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国・県の対策本部との連携

#### (1) 国・県の対策本部との連携

県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と、各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。なお、国の現地対策本部において武力攻撃事態等合同対策協議会が開催される場合には、対策本部長又は対策本部長が指名する本部員が出席する。

### 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

#### (1) 知事等への措置要請

市は、本市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市長は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### (2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

市は、本市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

#### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、愛知地方協力本部を通じて防衛大臣に連絡する。
- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年6月9日法律第165号）第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

### 4 他の市町村等に対する応援の要求、事務の委託

#### (1) 他の市町村への応援の要求

- ① 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

#### (2) 県への応援の要求

市は、必要があると認めるときは、県に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

#### (3) 事務の委託

- ① 国民保護措置の実施のため、市の事務を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして行う。
  - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
  - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

### 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人を



いう。) に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

- (2) (1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

## 6 市の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等

① 他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、公示を行い、県に届け出る。

- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き必要な応援を行う。

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援

自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織の長や区長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に際しては、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により必要な支援を行う。

- (2) ボランティア活動への支援等

武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、市は、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受

入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

### (3) 民間からの救援物資の受入れ

県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請

国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、市は、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合においては、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、国の対策本部長が発する警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことは極めて重要であり、警報の伝達及び通知等に必要な事項について定める。

## 1 警報の内容の伝達等

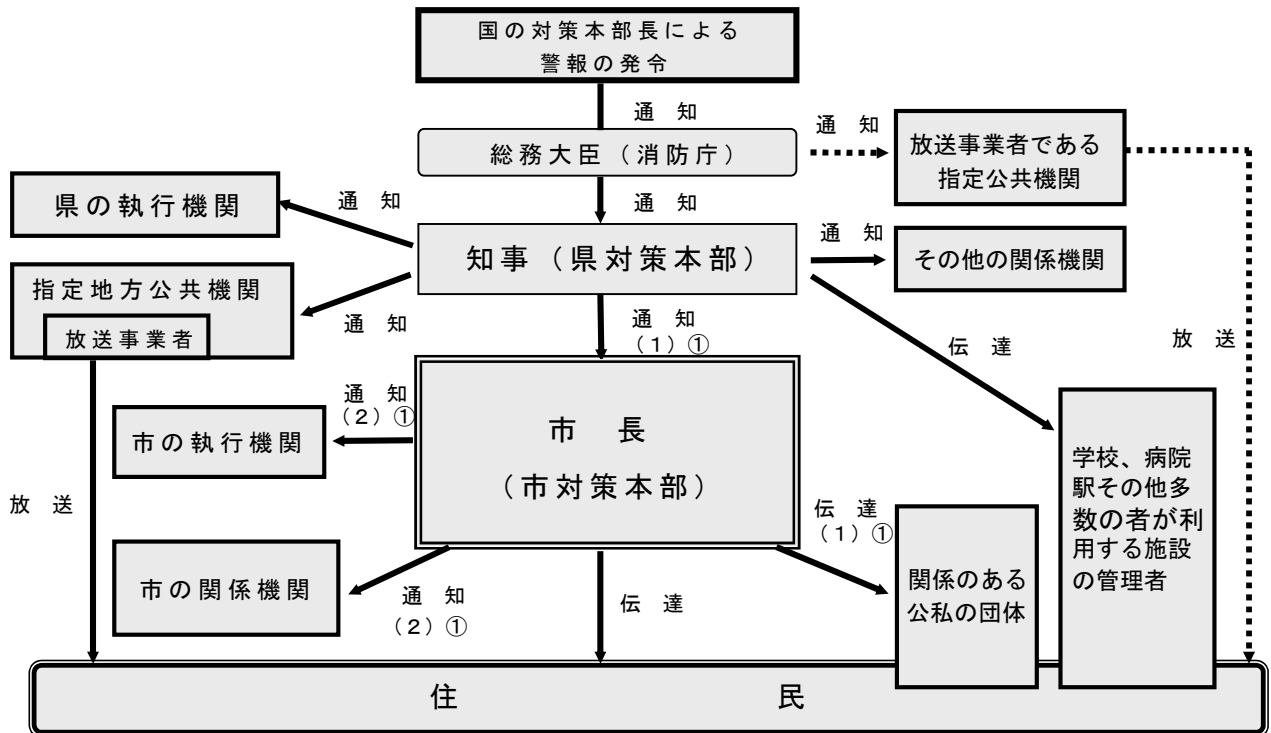
### (1) 警報の内容の伝達

- ① 県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（区等、消防団、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

### (2) 警報の内容の通知

- ① 市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。
- ② 警報が発令された旨の報道発表を速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.iwakura.aichi.jp/>）に警報の内容を掲載する。

## 市長から関係機関等への警報の通知・伝達



## 2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在本市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれる場合

この場合においては、国が定めたサイレンを同報系防災行政無線で吹鳴するなど、住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

市長は、広報車を使用したり、市民協働部長、消防長、その他職員及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達するものとする。この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達などの方法も活用する。

(2) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応

全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、瞬時に国から警報の内容が送信された場合は、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達する。

(3) 消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、区等や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、県警察の交番、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(4) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(5) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

### 3 緊急通報の伝達及び通知

知事が発令する緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

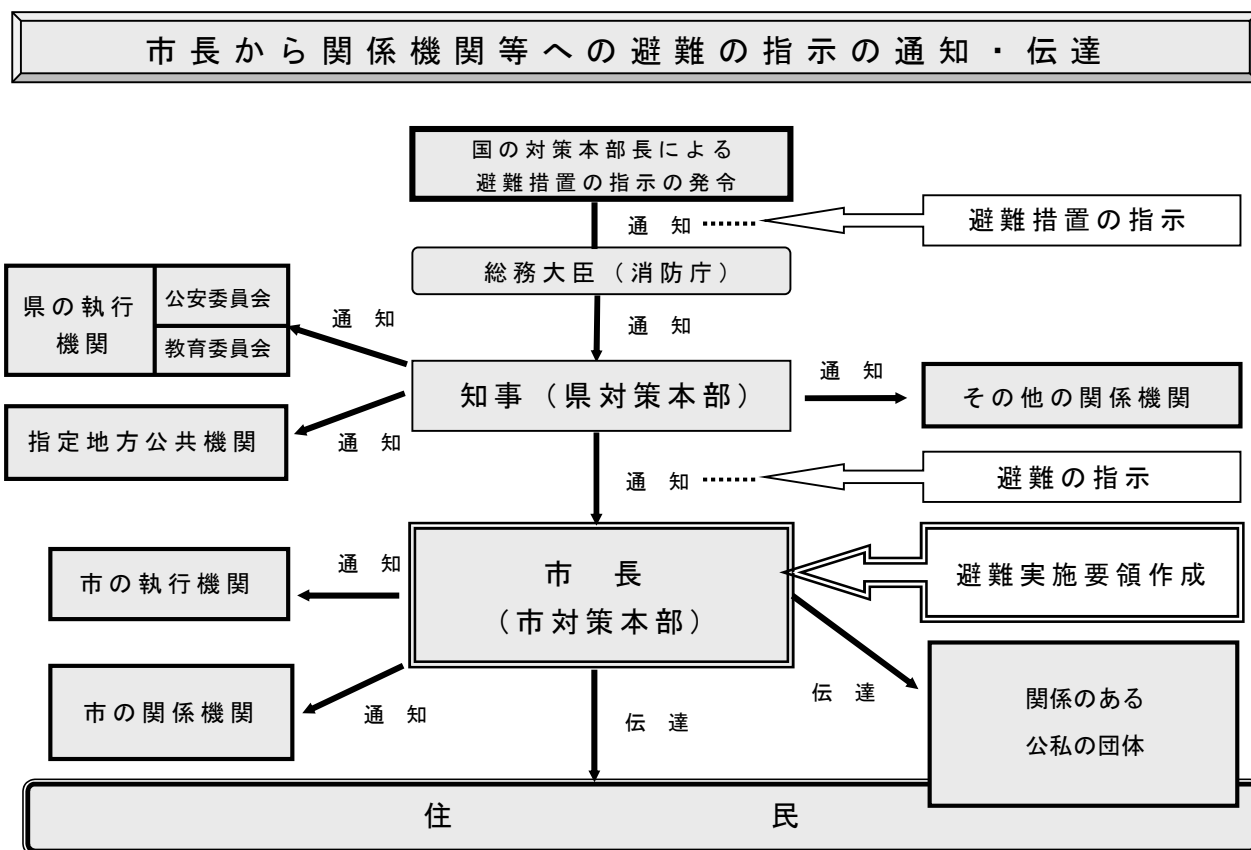
## 第2 避難住民の誘導等

県の避難の指示に基づき、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行う際の、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について定める。

### 1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が通知された場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

避難の指示の流れについては下図のとおり。



市長は、避難の指示が通知された後、速やかに避難実施要領を作成し、上記同様に通知・伝達を行う

## 2 避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

### (2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難支援プラン、要配慮者支援班の設置）
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

【国の対策本部長による利用指針の調整】

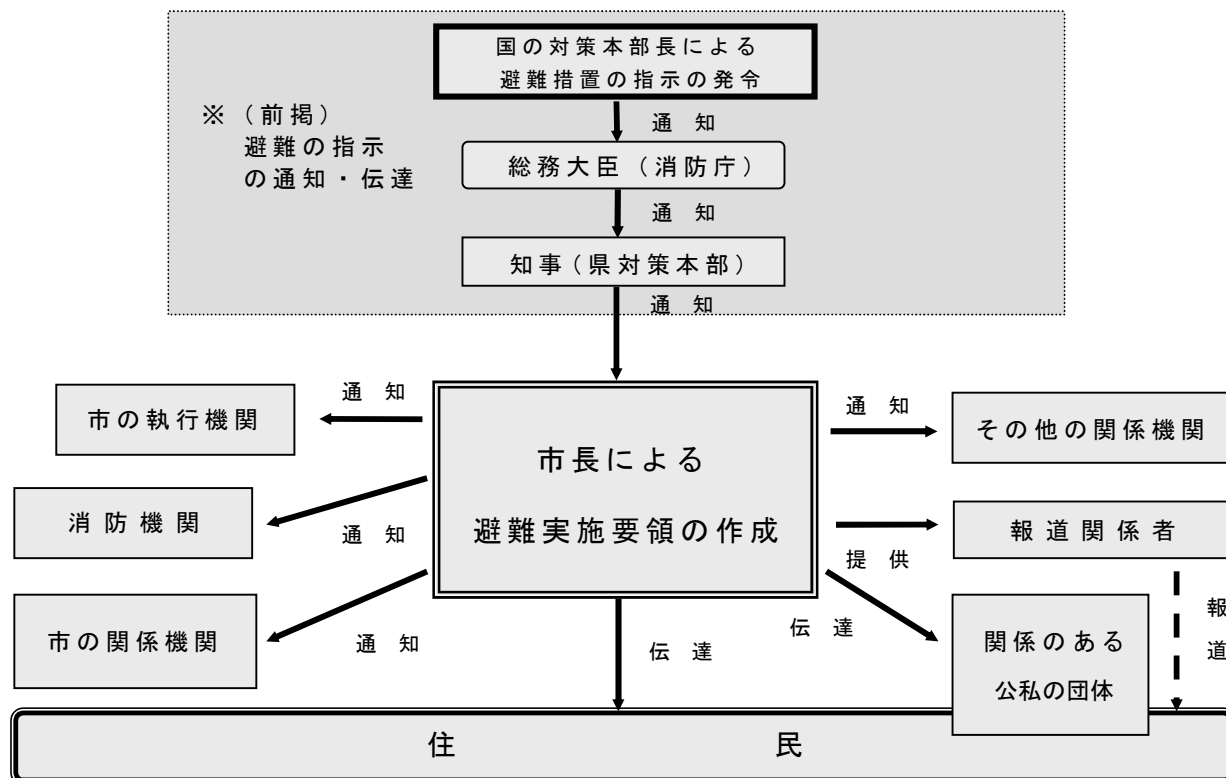
国民保護措置の実施と自衛隊や米軍の行動について、道路、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるよう、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領の策定後、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、避難実施要領の内容を、直ちに、市の他の執行機関、消防機関、県警察、自衛隊愛知地方協力本部等その他の関係機関に通知するとともに、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

## 市長から関係機関等への避難実施要領の通知・伝達



### 3 避難住民の誘導

#### (1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、消防長、その他職員及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、区等、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、区等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

### (4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織の長や区長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

### (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。また、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

### (6) 高齢者、障害者等への配慮

高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、要配慮者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

### (7) 大規模集客施設等における施設滞在者等の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、市は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。



(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、その事態の原因となっている者に対して必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者として道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

この場合に、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、市長は、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、本市から避難した住民を復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を作成し、必要な措置を講じる。

## 第5章 救援

被災者に対する救援の実施に当たり、県をはじめとする関係機関との連携等について、必要な事項を定める。

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- ② 食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の搜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 死体の搜索及び処理
- ⑪ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

上記で実施することとされた措置を除き、県が実施する措置の補助を行う。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 知事への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

### **3 救援の内容**

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

## 第6章 安否情報の収集・提供

安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。

### 1 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報の収集に際しては、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号を用いる。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

#### (2) 安否情報収集の協力要請

安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、市が、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

#### (3) 安否情報の整理

市が収集した安否情報については、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理を行う。

### 2 県に対する報告

安否情報を市から県へ報告するとき、原則として、安否情報システムを利用する。ただし、安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メール等により送付する。なお、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

### 3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスの住民への周知については、対策本部を設置すると同時に行う。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面の提出により受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① (1)②の照会に係る者の安否情報を、市が保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

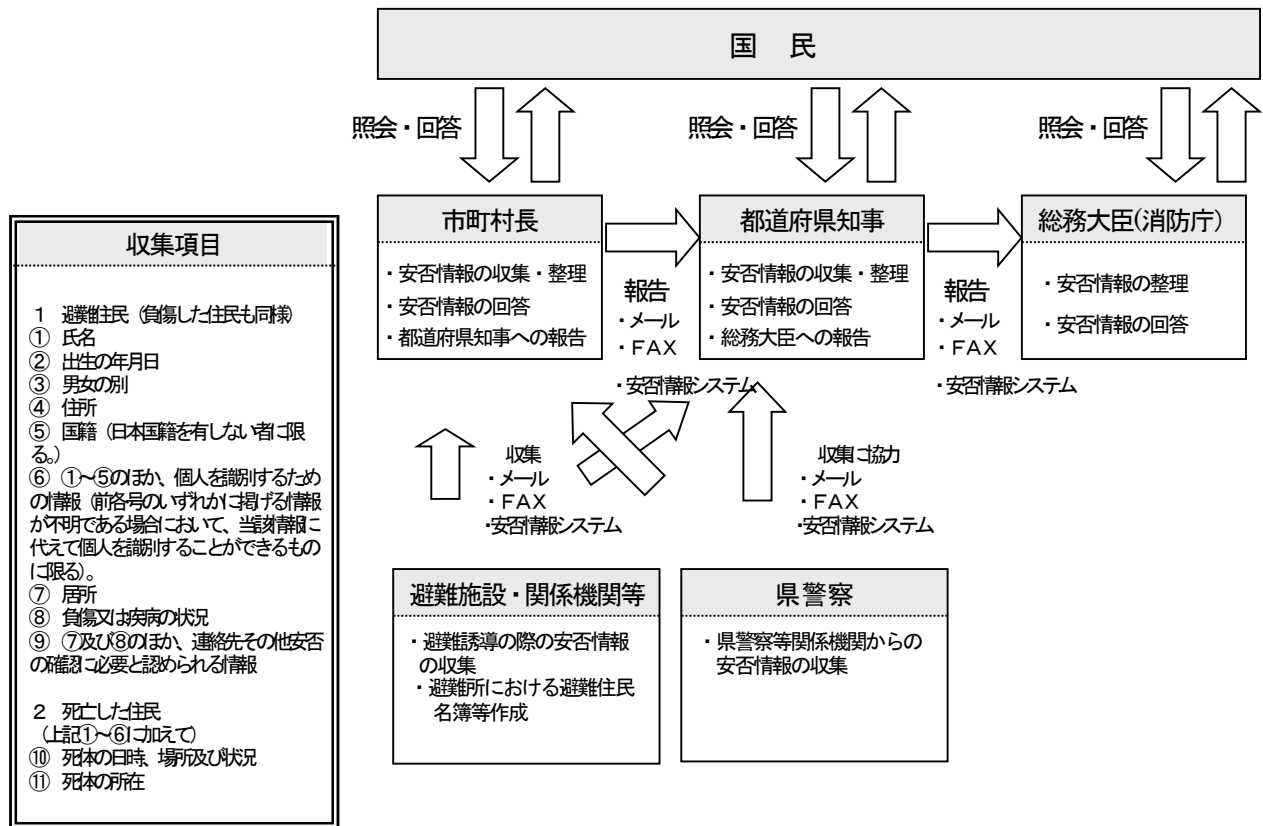
- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

#### 4 日本赤十字社に対する協力

日本赤十字社の要請があったときは、当該要請に応じ、市が保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 安否情報収集・整理・提供の流れ



## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

国や県等の関係機関と協力して、本市区域内に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

武力攻撃災害への対処措置に従事する職員については、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

##### (2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者から直接又は警察官、消防吏員等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2 応急措置等

武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について定める。

### 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要に応じ現地調整所を設け、又は、関係機関により設置されている場合には職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### (2) 屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

- ① N B C 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

#### (3) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市長は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知する。おって、退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- ② 市長は、知事、警察官、自衛官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

#### (4) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市職員に対して、二次被害が生じないように、国・県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況



等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び自衛隊等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊等の意見を聴くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官及び自衛官等から、警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

### 3 応急公用負担等

#### (1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

#### (2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

### 4 消防に関する措置等

#### (1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

#### (2) 消防活動

消防本部及び消防署は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

#### (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、本市区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊等の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のために必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の市長である場合、市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

- ⑤ 市長又は消防長は、特に現場で活動する消防職団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国・県その他の関係機関と連携した対処を定める。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

広域事務組合、一部事務組合の生活関連等施設などについては、他の構成市町及び当該広域事務組合、一部事務組合と連携して警備の強化等の措置を講じる。

#### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のために、次の①から③の措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と対策本部で所要の調整を行う。

## 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

### [対象]

市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）。

### [措置]

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

### (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の措置①から③を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 第4 N B C攻撃による災害への対処等

N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。N B C攻撃による災害への対処に当たり、必要な事項について定める。

### 1 N B C攻撃による災害への対処

N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、現場における初動的な応急措置を講ずる。

#### (1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示する。また、必要があると認めるときは警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

#### (2) 国の方針に基づく措置の実施

内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、市は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

### (3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊等、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の市職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、知事に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

### (4) 汚染原因に応じた対応

NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国・県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

#### ① 核攻撃等の場合

核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

#### ② 生物剤による攻撃の場合

措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県警察等の関係機関と連携して、県保健所が行う消毒等の措置の支援を行う。

#### ③ 化学剤による攻撃の場合

措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

### (5) 市長の権限

市長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

|    | 対 象 物 件 等       | 措 置                                                                                                 |
|----|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | 占有者に対し、以下を命ずる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 移動の制限</li><li>・ 移動の禁止</li><li>・ 廃棄</li></ul> |

|    |                 |                                              |
|----|-----------------|----------------------------------------------|
| 2号 | 生活の用に供する水       | 管理者に対し、以下を命ずる。<br>・ 使用の制限又は禁止<br>・ 給水の制限又は禁止 |
| 3号 | 死体              | ・ 移動の制限<br>・ 移動の禁止                           |
| 4号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | ・ 廃棄                                         |
| 5号 | 建物              | ・ 立入りの制限<br>・ 立入りの禁止<br>・ 封鎖                 |
| 6号 | 場所              | ・ 交通の制限<br>・ 交通の遮断                           |

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、職員が現場で指示を行う。

|   |                                                                              |
|---|------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 当該措置を講ずる旨                                                                    |
| 2 | 当該措置を講ずる理由                                                                   |
| 3 | 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあたっては、当該措置の対象となる建物又は場所） |
| 4 | 当該措置を講ずる時期                                                                   |
| 5 | 当該措置の内容                                                                      |

#### (6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

被災情報の収集及び報告に当たり、必要な事項について定める。

## ○被災情報の収集及び報告

- ① 電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。
- ② 被災情報の収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用する。
- ③ 被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- ④ 第1報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報については、県に対し被災情報の報告様式により、電子メール、FAX等により、県が指定する時間に報告する。  
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことは重要であり、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定める。

### 1 保健衛生の確保

避難住民等の状況を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

避難住民等の生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、国・県と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措



置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ① 避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- ② 地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

## 2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 武力攻撃災害の発生による生活環境の悪化を防止するために、環境大臣が指定する特例地域に本市の区域が指定された場合は、県と連携し、必要に応じ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② ①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、市は、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

## 第 10 章 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等においては、避難住民等の生活安定や生活基盤の確保等を図る必要がある。これら住民生活の安定に関する措置について定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定など

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 公的徴収金の減免等

避難住民等の負担軽減のため、市は、法律及び条例の定めるところにより、市税等に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税等(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて実施する。

### 3 生活基盤の確保等

#### (1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

## 第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を、適切に交付及び管理するために、必要な事項について定める。

### (1) 特殊標章等

#### ア 特殊標章

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

#### イ 身分証明書

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書

#### ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

（オレンジ色地に青の正三角形）

### ※ 特殊標章等の意義について

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

## (2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 3 2 1 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

### ① 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### ② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## (3) 特殊標章等に係る普及啓発

国・県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

市が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したとき必要となる一時的な修繕や補修など応急の復旧に関する必要な事項について定める。

#### 1 基本的な考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 公共的施設の応急の復旧

(1) 武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する道路等施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

市が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したとき必要となる、復旧に関する事項について定める。

### (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされている。市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

### (2) 市が管理する施設及び設備の復旧

武力攻撃災害により市が管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することと定められている。国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について定める。

### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

#### (1) 国に対する負担金の請求方法

国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

#### (2) 関係書類の保管

武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

## 2 損失補償及び損害補償

### (1) 損失補償

国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を市が行った結果、通常生ずべき損失については、市は、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

### (2) 損害補償

国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、市は、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

## 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、市は、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

## 第5編 緊急処理事態への対処

緊急処理事態については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて対処する。

### 1 緊急処理事態

国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。



# 岩倉市国民保護計画に係る参考資料

- 1 避難実施要領策定のための参考
- 2 被災・安否情報に関する様式
- 3 国民保護計画用語集

# 1 避難実施要領策定のための参考

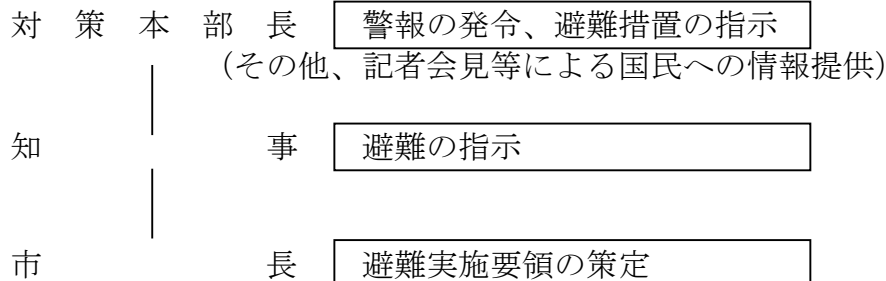
— 「市町村モデル計画（平成18年1月 消防庁国民保護室）」から転載—

## 弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。  
（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。）
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

### ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

### 着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

## 2 被災・安否情報に関する様式

### 【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分  
岩倉市

#### 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 市 町 丁目 番 号（北緯 度、東経 度）

#### 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

#### 3 人的・物的被害状況

| 市町村名 | 人 的 被 害 |       |       |     | 住 家 被 害 |     | その他 |
|------|---------|-------|-------|-----|---------|-----|-----|
|      | 死 者     | 行方不明者 | 負 傷 者 |     | 全壊      | 半壊  |     |
|      |         |       | 重傷    | 軽傷  |         |     |     |
|      | (人)     | (人)   | (人)   | (人) | (棟)     | (棟) |     |
|      |         |       |       |     |         |     |     |
|      |         |       |       |     |         |     |     |
|      |         |       |       |     |         |     |     |

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

| 市町村名 | 年月日 | 性別 | 年齢 | 概 況 |
|------|-----|----|----|-----|
|      |     |    |    |     |
|      |     |    |    |     |
|      |     |    |    |     |

様式第 1 号（第 1 条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（      年      月      日      時      分）

|                                                                         |                                     |
|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| ①氏名                                                                     |                                     |
| ②フリガナ                                                                   |                                     |
| ③出生の年月日                                                                 | 年      月      日                     |
| ④男女の別                                                                   | 男                      女            |
| ⑤住所（郵便番号を含む。）                                                           |                                     |
| ⑥国籍                                                                     | 日本      その他（                      ） |
| ⑦その他個人を識別するための情報                                                        |                                     |
| ⑧負傷（疾病）の該当                                                              | 負傷                      非該当         |
| ⑨負傷又は疾病の状況                                                              |                                     |
| ⑩現在の居所                                                                  |                                     |
| ⑪連絡先その他必要情報                                                             |                                     |
| ⑫親族・同居者からの照会があれば、<br>①～⑪を回答する予定ですが、回答<br>を希望しない場合は、○で囲んでく<br>ださい。       | 回答を希望しない                            |
| ⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回<br>答する予定ですが、回答を希望しな<br>い場合は○を囲んでください。                 | 回答を希望しない                            |
| ⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の<br>者からの照会に対する回答又は公表<br>することについて、同意するかどう<br>か○で囲んで下さい。 | 同意する<br><br>同意しない                   |
| ※備考                                                                     |                                     |

（注 1）本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第 2 号（第 1 条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（      年      月      日      時      分）

|                                        |                                         |
|----------------------------------------|-----------------------------------------|
| ① 氏 名                                  |                                         |
| ② フ リ ガ ナ                              |                                         |
| ③ 出 生 の 年 月 日                          | 年      月      日                         |
| ④ 男 女 の 別                              | 男                      女                |
| ⑤ 住 所 （ 郵 便 番 号 を 含 む 。 ）              |                                         |
| ⑥ 国 籍                                  | 日 本      そ の 他 （                      ） |
| ⑦ その他個人を識別するための情報                      |                                         |
| ⑧ 死 亡 の 日 時 、 場 所 及 び 状 況              |                                         |
| ⑨ 遺 体 が 安 置 さ れ て い る 場 所              |                                         |
| ⑩ 連 絡 先 そ の 他 必 要 情 報                  |                                         |
| ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意 | 同 意 す る<br><br>同 意 し な い                |
| ※ 備 考                                  |                                         |

（注 1）本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

|                 |  |       |  |
|-----------------|--|-------|--|
| ⑪ の 同 意 回 答 者 名 |  | 連 絡 先 |  |
| 同 意 回 答 者 住 所   |  | 続 柄   |  |

（注 5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報報告書

報告日時 年 月 日 時 分  
市町村名 担当者名

| ①氏 名 | ②フリガナ | ③出生の<br>年月日 | ④男女<br>の別 | ⑤住 所 | ⑥国籍 | ⑦その他個人を識別<br>するための情報 | ⑧負傷(疾病)<br>の該当 | ⑨負傷又は<br>疾病の状況 | ⑩現在の居所 | ⑪連絡先<br>その他必要情報 | ⑫親族・同居者へ<br>の回答の希望 | ⑬知人への回答<br>の希望 | ⑭親族・同居者・知人以外<br>の者への回答又は公表の同意 | 備 考 |
|------|-------|-------------|-----------|------|-----|----------------------|----------------|----------------|--------|-----------------|--------------------|----------------|-------------------------------|-----|
|      |       |             |           |      |     |                      |                |                |        |                 |                    |                |                               |     |
|      |       |             |           |      |     |                      |                |                |        |                 |                    |                |                               |     |
|      |       |             |           |      |     |                      |                |                |        |                 |                    |                |                               |     |
|      |       |             |           |      |     |                      |                |                |        |                 |                    |                |                               |     |
|      |       |             |           |      |     |                      |                |                |        |                 |                    |                |                               |     |
|      |       |             |           |      |     |                      |                |                |        |                 |                    |                |                               |     |
|      |       |             |           |      |     |                      |                |                |        |                 |                    |                |                               |     |
|      |       |             |           |      |     |                      |                |                |        |                 |                    |                |                               |     |
|      |       |             |           |      |     |                      |                |                |        |                 |                    |                |                               |     |
|      |       |             |           |      |     |                      |                |                |        |                 |                    |                |                               |     |
|      |       |             |           |      |     |                      |                |                |        |                 |                    |                |                               |     |
|      |       |             |           |      |     |                      |                |                |        |                 |                    |                |                               |     |
|      |       |             |           |      |     |                      |                |                |        |                 |                    |                |                               |     |
|      |       |             |           |      |     |                      |                |                |        |                 |                    |                |                               |     |
|      |       |             |           |      |     |                      |                |                |        |                 |                    |                |                               |     |
|      |       |             |           |      |     |                      |                |                |        |                 |                    |                |                               |     |
|      |       |             |           |      |     |                      |                |                |        |                 |                    |                |                               |     |
|      |       |             |           |      |     |                      |                |                |        |                 |                    |                |                               |     |

備考

1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。

4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。

5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。





安 否 情 報 照 会 書

|                                                                      |                                                                           |            |
|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------------|
| 年 月 日                                                                |                                                                           |            |
| 総務大臣<br>(都道府県知事) 殿<br>(市町村長)                                         |                                                                           |            |
| 申 請 者<br>住所 (居所)<br>氏 名                                              |                                                                           |            |
| 下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 9 5 条第 1 項の規定に基づき、安否情報を照会します。 |                                                                           |            |
| 照会をする理由<br>(○を付けてください。<br>③の場合、理由を記入願<br>います。)                       | ① 被照会者の親族又は同居者であるため。<br>② 被照会者の知人 (友人、職場関係者及び近隣住民) であるため。<br>③ その他<br>( ) |            |
| 備 考                                                                  |                                                                           |            |
| 被照会者を特定するために必要な事項                                                    | 氏 名                                                                       |            |
|                                                                      | フリガナ                                                                      |            |
|                                                                      | 出生の年月日                                                                    |            |
|                                                                      | 男 女 の 別                                                                   |            |
|                                                                      | 住 所                                                                       |            |
|                                                                      | 国 籍<br>(日本国籍を有しない者に限る。)                                                   | 日本 その他 ( ) |
|                                                                      | その他個人を識別するための情報                                                           |            |
| ※ 申 請 者 の 確 認                                                        |                                                                           |            |
| ※ 備 考                                                                |                                                                           |            |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安 否 情 報 回 答 書

|                                               |                                          |                                              |
|-----------------------------------------------|------------------------------------------|----------------------------------------------|
|                                               |                                          | 年      月      日                              |
| 殿                                             |                                          |                                              |
|                                               |                                          | 総務大臣<br>(都道府県知事)<br>(市町村長)                   |
| 年      月      日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。 |                                          |                                              |
| 避難住民に該当するか否かの別                                |                                          |                                              |
| 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別                |                                          |                                              |
| 被<br>照<br>会<br>者                              | 氏                  名                     |                                              |
|                                               | フ   リ   ガ   ナ                            |                                              |
|                                               | 出生の年月日                                   |                                              |
|                                               | 男   女   の   別                            |                                              |
|                                               | 住                  所                     |                                              |
|                                               | 国                  籍<br>(日本国籍を有しない者に限る。) | 日本                  その他 (                  ) |
|                                               | その他個人を識別<br>するための情報                      |                                              |
|                                               | 現   在   の   居   所                        |                                              |
|                                               | 負傷又は疾病の状況                                |                                              |
|                                               | 連絡先その他必要情報                               |                                              |

- 備考    1    この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2    「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3    「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4    武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5    安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

### 3 国民保護計画用語集

#### 【あ行】

- あ ○安否情報：避難住民及び武力攻撃災害により死傷した住民の安否に関する情報〔法第94条第1項〕
- い ○eラーニング：パソコンやインターネットなどを利用した教育
- う ○受入地域：県域を超える避難において、受入側の知事が決定する、避難住民を受け入れるべき地域〔法第58条第3項〕
- え ○NBC攻撃：核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃
- お ○応急公用負担：行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること。国民保護法では、物的負担を求めることができる旨の規定がある〔法第113条〕

#### 【か行】

- か ○化学剤：化学兵器に用いられる化学物質で、その有する毒性や刺激性などによって人体に害を及ぼすもの（サリン、VX等）
- き ○危険物質等：引火・爆発・空気中への飛散・周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質〔法第103条第1項〕
- 基本指針：武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ政府が定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針〔法第32条第1項〕
- 救援：避難住民や武力攻撃災害による被災者に対する収容施設の供与、食品等の給与、医療の提供などの措置〔法第75条〕
- 救護班：医師、看護師等で組織される数名のチームで、災害現場や救護所・避難所を回り医療を行うもの
- 緊急交通路：避難住民の運送、緊急物資の運送などの実施に必要があるため、県公安委員会が一般車両の通行を禁止又は制限している道路〔法第155条第1項〕
- 緊急対処事態：武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの〔武力攻撃事態対処法第25条第1項〕
- 緊急対処事態対処方針：緊急対処事態に至ったときに政府が定める対処方針〔武力攻撃事態対処法第25条第1項〕
- 緊急対処保護措置：緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置〔法第172条第1項、武力攻撃事態対処法第25条第3項第2号〕
- 緊急通行車両：緊急自動車その他の車両で国民保護措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なもの〔法第155条第1項〕
- 緊急通報：武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するために知事が発令する武力攻撃災害の現状及び予測等に関する情報〔法第99条〕
- 緊急被ばく医療派遣チーム：原子力災害時に放射線医学総合研究所や国立病院等から現地に派遣される、医療関係者等からなるチーム
- 緊急物資：避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の

実施に当たって必要な物資及び資材〔法第79条第1項〕

- け ○警戒区域：市町村長又は知事が設定する、関係者以外の立入り制限・禁止・退去命令を行うことができる区域〔法第114条第1項、第2項〕
- 警報：武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、基本指針及び対処基本方針の定めるところにより国の対策本部長が発する情報〔法第44条〕
- 県国民保護協議会：県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、知事に意見を述べる機関〔法第37条〕
- 県国民保護計画：基本指針に基づき知事が作成する県の国民の保護に関する計画〔法第34条〕
- 県対策本部：県及び県内の市町村、指定（地方）公共機関が実施する県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進をつかさどる、愛知県国民保護対策本部〔法第27条第2項〕
- こ ○広域応援体制：都道府県又は市町村の区域を越えた相互の応援体制
- 広域緊急援助隊：高度な救出救助能力を有し、大規模災害時に広域的に活動する警察の部隊
- 高度情報通信ネットワーク：県の防災行政無線を発展させて整備した、県庁、県地方機関、市町村、防災関係機関等を結ぶ情報通信網
- 後方医療活動：災害時において、現地の救護所や医療機関で対応しきれない重症患者などを、対応可能な後方の医療機関に搬送して行う医療活動。災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う災害拠点病院などで実施される。
- 国際人道法：武力紛争において、人道的諸問題に対する配慮から、紛争当事者の戦闘方法や手段を制限するために規定された国際法（ジュネーブ諸条約等）
- 国民保護措置：対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置〔法第2条第3項、武力攻撃事態対処法第22条第1号〕
- 国民保護等派遣：防衛大臣が、知事から国民保護法第15条第1項（緊急対処事態における準用を含む）の要請を受けた場合や、武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）から同条第2項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣〔自衛隊法第77条の4〕

## 【さ行】

- さ ○災害時優先電話：災害対策のために優先して回線を確保するようあらかじめ登録してある電話
- し ○自主防災組織：住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織〔災害対策基本法第5条第2項〕
- 市町村国民保護計画：県国民保護計画に基づき市町村長が作成する市町村の国民の保護に関する計画〔法第35条〕
- 指定行政機関：内閣府及び各省庁など国の中央機関で政令で定めるもの〔武力攻撃事態対処法第2条第4号〕
- 指定公共機関：独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの〔武力攻撃事態対処法第2条第6号〕
- 指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの〔武力攻撃事態対処法第2条第5号〕

- 指定地方公共機関：都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの〔法第2条第2項〕
- 指定地方公共機関国民保護業務計画：県国民保護計画に基づき指定地方公共機関が作成する国民の保護に関する業務計画〔法第36条〕
- 収用：知事などが、所有者の同意なしに国民保護措置に必要な物資などの所有権を取得すること
- 収容施設：被災者や避難住民を受入れるための施設（応急仮設住宅を含む）
- 除染：人体や施設に付着した有害物質を洗浄やふき取りによって除去したり、中和、殺菌して無害化したりすること
- せ ○生活関連等施設：国民生活に関連する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれのある施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがある施設で政令で定めるもの〔法第102条〕
- 生活関連物資等：国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資〔生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第1条〕
- 生物剤：生物兵器に用いられる病原微生物あるいはその毒素で、その病原性によって人体に害を及ぼすもの
- そ ○相互応援協定：災害が発生した場合において、応援措置を円滑に実施するために、あらかじめ自治体間で締結した協定

#### 【た行】

- た ○大規模集客施設：デパート、劇場、球場など多数の客が集まる規模の大きな施設
- 対処基本方針：武力攻撃事態等に至ったときに政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針〔武力攻撃事態対処法第9条〕
- 対処措置：対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置〔武力攻撃事態対処法第2条第7号〕
- ダーティ ボム：爆薬の爆発力によって放射性物質をまき散らす爆弾
- 弾道ミサイル：ロケット推進により発射された後、放物線の軌道（弾道軌道）で飛ぶ対地ミサイル
- ち ○治安出動：一般の警察力では治安を維持することができない場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動〔自衛隊法第78条〕
- と ○特定物質：救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定めるもの）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの〔法第81条第1項〕
- トリアージ：一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源のもとで最大効果を得るため、傷病者の緊急度や重症度によって治療の優先度をつけること

#### 【は行】

- ひ ○非常通信協議会：人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成されている連絡会〔電波法第74条の2〕
- 非常通信体制：災害発生時などの非常時において通信を確保する体制
- 避難先地域：国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）〔法第52条第2項第2号〕

- 避難施設：知事が指定する、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための施設〔法第148条〕
- 避難実施要領：避難の指示があったときに、市町村長がその国民保護計画で定めるところにより作成する避難に関する方法等、避難の実施に関し必要な事項を定めたもの〔法第61条〕
- 避難住民：避難を行った者又は避難の途中にある者（住民以外の滞在者を含む）
- 避難住民等：避難住民及び武力攻撃災害による被災者〔法第75条第1項〕
- 避難措置の指示：国の対策本部長が知事に対して行う、住民の避難に関する措置を講ずべきことの指示〔法第52条第1項〕
- 避難の指示：避難措置の指示を受けた知事が住民に対して行う、避難すべき旨の指示〔法第54条第1項〕
- 避難誘導：避難の指示を受けた住民を、避難先に導くこと〔法第62条第1項〕
- ふ ○輻輳：交換機やネットワークの処理能力を超えて通信量が発生し、通信が滞ること
- 武力攻撃：我が国に対する外部から武力攻撃〔武力攻撃事態対処法第2条第1号〕
- 武力攻撃事態：武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態〔武力攻撃事態対処法第2条第2号〕
- 武力攻撃予測事態：武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態〔武力攻撃事態対処法第2条第3号〕
- 武力攻撃事態等：武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態〔武力攻撃事態対処法第1条〕
- 武力攻撃災害：武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害〔法第2条第4項〕
- 武力攻撃災害への対処に関する措置：武力攻撃災害の防除、軽減、その他被害が最小となるようにするために実施する措置〔法第97条第1項〕
- 武力攻撃事態対処法：「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の略
- ほ ○防衛出動：武力攻撃事態において我が国を防衛するために必要がある場合に内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動〔自衛隊法第76条〕
- 防護服：放射性物質、化学剤、生物剤、爆発物など危険な物質を扱う場合や、消火活動を行う際に、作業者を保護するための装備
- 防災行政無線：県・市町村・関係機関が相互に、あるいは市町村から住民に対して、防災情報や一般行政用務の通信・放送をするために用いる無線システム
- 保管命令：救援に必要な特定物資を確保するため、当該物資を保管するよう知事などが生産者・販売者等に対して行う命令（隠匿、損壊、破棄、搬出の禁止）〔法第81条第3項〕

## 【や行】

- よ ○要避難地域：国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域〔法第52条第2項第1号〕

## 【ら行】

- り ○利用指針：武力攻撃事態等において対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、国の対策本部長が対処基本方針に基づき定める、港湾施設・飛行場施設・道路・海域・空域・電波の利用に関する指針（特定の者の優先的な利用の確保）〔武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律〕

## 岩 倉 市 国 民 保 護 計 画

平成 1 8 年 1 2 月 2 6 日作成  
平成 1 9 年 2 月 2 日変更  
平成 2 1 年 8 月 1 7 日変更  
平成 2 7 年 9 月 1 1 日変更  
令和 6 年 1 0 月 1 8 日変更

発 行：岩倉市役所

問合先：市民協働部協働安全課防災安全グループ

〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地

Tel. 0587-66-1111（代表）内線 6 3 3

Fax. 0587-66-6380

岩倉市ホームページアドレス：

<http://www.city.iwakura.aichi.jp/>